平成２９年（フ）第１１２号
京都市下京区三ノ宮町通六軒下る岩滝町216番地２
債務者　清川　光流
1　決定年月日時　平成29年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月11日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第１１５号
京都市中京区壬生淵田町12番地　レジデンスオークラＣ318、前住所京都府長岡京市奥海印寺坂ノ尻３番地の27
債務者　藤岡　政江（旧姓日下部）
1　決定年月日時　平成29年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月11日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第２７号
兵庫県尼崎市上ノ島町１丁目35番３号
債務者　松本　静子
1　決定年月日時　平成29年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月11日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第４９号
兵庫県西宮市大社町１番１―202号、前住所兵庫県宝塚市平井５丁目６番６号
債務者　村上　裕司
1　決定年月日時　平成29年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月11日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第２号
広島県尾道市向東町9838番地５
債務者　山本　勝久
1　決定年月日時　平成29年２月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月11日まで
広島地方裁判所尾道支部

平成２９年（フ）第３号
広島県三原市西町２丁目14番16号
債務者　大谷　広基
1　決定年月日時　平成29年２月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月11日まで
広島地方裁判所尾道支部

平成２９年（フ）第７号
広島県尾道市栗原町甲3433番地
債務者　谷川　悦子
1　決定年月日時　平成29年２月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月11日まで
広島地方裁判所尾道支部

平成２９年（フ）第８号
広島県尾道市向東町12377番地１
債務者　松本　法子
1　決定年月日時　平成29年２月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月11日まで
広島地方裁判所尾道支部

平成２９年（フ）第６号
愛媛県新居浜市郷４丁目22番１号、前住所愛媛県新居浜市船木甲4398番地の４
債務者　三浦千惠美（旧姓今村）
1　決定年月日時　平成29年２月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月11日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２９年（フ）第８号
愛媛県新居浜市角野新田町１丁目12番19号
債務者　北島　一平
1　決定年月日時　平成29年２月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月11日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２８年（フ）第２５３号
佐賀市水ヶ江２丁目11番18号　コーポ水ヶ江２―102
債務者　赤坂　育子（旧姓近藤・片渕）
1　決定年月日時　平成29年２月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月11日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第６号
佐賀市神野西４丁目10番28号
債務者　高野　政司
1　決定年月日時　平成29年２月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月11日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第７号
佐賀市神野西４丁目10番28号
債務者　高野　　司
1　決定年月日時　平成29年２月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月11日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第３１号
熊本市東区尾ノ上２丁目13番12号　奥田荘102
債務者　八田亜由美
1　決定年月日時　平成29年２月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月11日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第１９号
宮崎市清武町正手１丁目17番地　ことぶきコーポ307号
債務者　黒木みさき
1　決定年月日時　平成29年２月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月11日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第２６号
宮崎市大橋１丁目113番地　サンライズフェニックス401号、前住所宮崎市西池町９番13号サンワコーポ201号
債務者　右田　昌子
1　決定年月日時　平成29年２月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月11日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第７号
鹿児島県霧島市国分中央４丁目20番20号　本田住宅Ａ棟
債務者　末吉　剛志
1　決定年月日時　平成29年２月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月11日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２９年（フ）第５号
鹿児島県薩摩川内市御陵下町２番25号　上原アパート202号
債務者　生駒　香織
1　決定年月日時　平成29年２月10日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月11日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係